

令和8年 第4回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年4月27日 午後2時05分から午後3時35分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	間々田 征典	主任	赤澤 結
次長	小俣 千秋	主任	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和8年第4回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小川 隆

委員 小島 保

11. 議決事項及び議事の要領

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数2名、年間従事日数200日となっております。

譲受人は市内で個人として約0.1haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があることが農地法第2条第3項に記載があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することで、譲受人は株式会社のため要件を満たしております。

2つ目が事業の内容に関することで、主たる事業が農業であることとされております。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的に行う内容としては水稻・小麦・野菜とされており、要件を満たしております。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関することで、農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしております。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関することで、役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が2名であり、2名が常時従事者であるため要件を満たしております。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしております。

譲受人は坂戸市内にて約9.4haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、一部遊休農地の状態となっておりますが、許可後に譲受人が草刈り等を行うということになっております。その他の農地に関しては、農地として適切に管理されていることを事務局にて確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に

従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人は2番の案件と同一のため、経営状況及び許可基準等については、2番の案件の説明と同内容となります。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1番～3番 三芳野地区 西嶋推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番については、譲受人は現在、家庭菜園で様々な野菜を作っています。申請の農地については、管理をお願いしていた叔父が高齢になったため、最近は譲受人が定期的に草刈り等を行うことで管理をしている状態です。

小委員会においても、譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りました。

2番については、譲受人は大規模農業法人であり、規模の拡大は特段の問題はないと考えます。譲渡人については農業経験がなく、所有農地はすべて貸している状態です。農地については、今回の譲受人が貸借で耕作を行っているため、きれいに管理されています。

小委員会においても、譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りました。

3番については、譲受人は2番の案件と同じ大規模農業法人です。譲渡人は農業経験がなく、現在も今回の譲受人が貸借で耕作を行っている状態で、農地の管理も問題ありません。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りとの認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第17号については許可と決定します。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、始めに1番から

4 番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場への転用となります。

譲受人は建設業を営んでおりますが、現在各種資材等は自宅で保管しており、現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請については、農地以外の地目を含んでの転用となりますが、現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅及びごみ集積所への転用となります。

今回の申請については申請者の自己用住宅と併せて、近隣住民が使用するごみ集積所の設置が計画されており、現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 三芳野地区 小川委員
2 番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
3 番 勝呂地区 小島委員
4 番 入西地区 人見推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件については、所有者は2人とも高齢で、それぞれ遠方に住んでいるため、農地での耕作等は行っておりません。管理もあまり行われておらず、以前は葛や雑草が繁茂している状態の時もありました。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、地図を見ても申請地が住宅に囲まれている様子が分かるかと思います。
周辺は住宅に囲まれており、近隣農地がほとんどない状態のため、近隣農地への影響は少ないと考えます。小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委 員 2 番案件については、一昨年あたりから同所有者が譲渡人として何件も申請されている案件の一つになります。申請地は譲渡人の両親が耕作をしていた農地でした。相続で取得した現在は、譲渡人も高齢になり、住まいも遠方であることから耕作が困難な状態となりました。
近隣も住宅化が進んでおり、農地への影響はないと考えます。小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委 員 3 番の案件については、譲渡人は、以前は申請地で家庭菜園等を行っていましたが、近年は草刈り等の管理を行っているのみだったそうです。
近隣農地への影響については、周囲は家が建っているため、影響は少ないと考えます。小委員会においても転用もやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委 員 4 番の案件については、申請地は昨年4月及び8月に審議を行い、既に転用許可がされた農地と同区画内の場所になります。譲渡人は高齢で、耕作は行っておらず、草刈りのみの管理を行っている状態です。その草刈りも年々厳しくなり、後継者もいないことから手放すこととなったそうです。
近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会において慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、続いて5番から7番の案件について事務局より説明してください。

事務局 5 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議

案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車場への転用となります。

今回の譲受人が代表を務める自動車部品の輸出入業を営む法人が、成願寺地内に所有している土地を現在別のリサイクル事業を営む法人に貸しており、そのリサイクル事業法人が従業員用駐車場が必要となったそうです。そこで、今回の申請地を譲受人が取得し、駐車場へ転用後、リサイクル事業法人に貸すといった、貸駐車場としての転用として、申請がされました。

現地については、駐車場を借りることになるリサイクル事業者が使用している土地の隣地であり、農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

一方で、申請地隣地には倉庫が建っておりますが、都市計画法で必要となる開発行為許可を得ていないものになります。事前に県に対して問題がないか確認を行ったところ、「農地転用での一般基準で、違反転用等の農地法違反行為者は信用が認められないが、農地法以外の他法令違反のみでは信用がないため不許可である。と、判断することはできない。他法令違反が行われているのはあくまでも既存地であり、今回の申請地ではない。」等の見解が示され、許可の見込みであるとの話がありました。

また、既存地には多数のリサイクル商品と称する電化製品、家具等が野積みされております。この状況においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法及び小型家電リサイクル法等に違反している恐れがあります。既存敷地はこれ以上電化製品等を置くことが困難な状況にあり、この状況が続くよう

あれば、今回の申請地を駐車場での使用ではなく、電化製品等を野積みする可能性も考えられます。これらの状況を踏まえたうえで事務局としては、県の見解どおり許可基準は満たしていると考えますが、法令違反を放置しないように監視を強めるため、「工事完了の報告があった日から3年間、6か月毎に事業の実施状況を報告すること。」といった意見を付して、転用目的どおりに適正な土地利用が行われることを条件として、許可相当と県へ進達することが妥当ではないかと考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
5番～7番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 5番・6番案件については、2月に申請があり、審議が行われた隣地になります。所有者は家族もおらず、施設に入所しているため耕作や管理を行うことが出来ず、農地を手放したいと話しています。

近隣はすでに転用許可が出ているため、農地への影響もないと思われることから、小委員会としましては転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

7番案件については、個人的には転用は納得できない案件である。転用目的の駐車場として間違いなく利用されるのであれば、致し方ないとする。しかし、駐車場以外で利用される懸念があるような事業者のための転用と考えると、個人的には納得できない。

議 長 5番から7番の案件の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

委 員 大家地区の小委員会の中で、5番・6番案件については以前の委員会でも審議されたように、譲渡人は独居老人のため、耕作も維持管理も困難であることから近隣所有地を手放している状況とのことでした。

7番案件については、小委員会において色々と検討したところですが、現在の状況を見ると転用に納得できないところであるとの話が出ました。しかし、農地転用の許可基準については、農地法に則って審議しなくてはならないとの側面から、この案件についての事務局からの説明の中でもありましたが、やむを得ない状況ではないかという話になりました。

現在リサイクル業を営んでいる敷地については法人であり、申請地については別法人の代表の個人が取得するという案件になります。転用する駐車場はリサイクル事業を行っている法人に貸す形となるため、駐車場以外での利用をされては困るということで、細かい条件を付けたうえで、市としても、県としても監視を強めて、法令に則ったものであればやむを得ないのではないかとということでしたので、小委員会としても今回の事案についてはやむを得ないものだろうと結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いしたいところです。

議 長 大家地区から追加で補足説明という形をいただきました。その他ご質疑等はございますか。

委 員 条件として3年間、6か月毎の報告を行うことで許可を出すとのお話でしたが、実際に駐車場以外に使用されていることが報告で判明した場合、転用の許可はどうなるのでしょうか。取消しや遡ってそもそも許可がなかったことになるのでしょうか。そのあたりについて伺いたいです。

事務局 先ほどの許可条件、工事完了の報告があった日から3年間、6か月毎に事業の実施状況を報告すること。この条件につきましては、約2年ほど前からですが、川越農林振興センターの取扱いとしては、転用目的が駐車場や資材置場といった建築物等を設置しないもので、主に1,000㎡を超えるものについてはこういった許可条件を付けています。その趣旨としては、建築物を設置しない、例えば駐車場や資材置場として許可を得ていながら、実際には太陽光発電施設を設置してしまうという事例が全国的にあったため、農地法の対応として許可条件を付けるといった形を取っています。

許可条件を踏まえまして、実際に報告があった際、転用許可の目的とは違った使用がされていた場合、まず市や県で転用事業者に事情の確認をします。事情を確認し、申請の時点から転用目的外使用を想定していたことが明らかであったということが認められた場合、許可の取消しも行われる。といった見解が県から示されています。

委員 許可の取消しもあり得るということで理解しました。

事業者に対して確認するというのは、今回の申請の場合は譲受人、つまりオーナーさんに確認することになるのか。それとも、駐車場を借りている法人に対して聞き取り等を行う形になるのか。その辺り明確にしていただければと思います。

また、もし、今後申請地を目的外に使用しながら、向かいの農地も駐車場として転用したい、拡張したいと同じ譲受人から申請があった場合には、通らない、許可が出ないという可能性があるのかどうか伺いたいです。

事務局 まず1点目ですが、報告によって転用目的外の使用が発覚した場合、市や県で事情の確認を行います。その事情確認を行う対象としては、基本的には譲受人になります。そのため、今回の申請になりますと、譲受人は法人の代表取締役である個人になりますので、その個人の方に事情を聴くことになります。しかし、今回の転用目的が譲受人が所有権を得たうえで、転用行為により駐車場にした後、リサイクル事業を行っている法人に貸すといった内容になります。そのため、事情確認を進めていく中で、駐車場となった土地を駐車場として借りることとなっていた法人が、何故申請目的通りに駐車場として利用していないのか。といったことは確認の対象になると考えております。

関連してですが、今回の申請は譲受人に対する許可基準となるため、個人に対しての許可基準となりますが、県も申請の内容を精査するにあたって、あくまでも申請地を借受けて使用するのはリサイクル事業を行っている別の法人のため、借受ける法人が何故駐車場を必要としているのか、申請の面積が妥当であるのか等の理由については申請書類の理由書等で明記するよう、申請人に求めています。

続いて2点目についてですが、同じ譲受人が近隣農地をさらに敷地拡張といった形で、再び駐車場への転用申請が行われた場合に許可の見込みがあるのかとありますが、農地転用の許可基準の観点からすれば、駐車場の必要性、その申請地である必要が説明できるようであれば、許可が行われる可能性はあると考えられます。ただし、農地法の許可基準の一般基準の中に、転用行為者に「信用」があるか。という項目があります。この「信用」というのは、農地法の違反転用等を行っている農地法の違反行為者が「信用」に値しない。というのが県の見解であり、不許可となる可能性がある。と説明を受けました。

つまり、今回の申請が許可され、転用行為が行われた後に仮に、駐車場以外での利用が行われた場合、違反転用であると判断される可能性があります。違反転

用者であると判断された場合、次に農地転用の申請を行っても許可がされない。といった可能性は、一般論としてですが、考えられます。

委 員 理解しました。

議 長 他に質問が無いようですので採決を行います。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、1番から6番については許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。続いて、7番については事務局の原案どおりの意見を付することにより許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 賛成多数と認めます。よって議案第18号のうち、1番から6番については許可相当、7番については事務局の原案どおりの意見を付することにより許可相当と決定いたします。

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画変更に係る目標地図の素案について

議 長 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画変更に係る目標地図の素案について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書 目標地図等により説明】

今回、令和7年3月31日付で策定した、浅羽地区地域計画を変更する必要性が生じたことから、目標地図の素案について変更したものを作成します。現在の浅羽地区地域計画では担い手として3法人が位置付けられており、今回の変更内容は緑で表示されている法人の農地になります。

対象法人については、先月の議案として審議を行い、活動拠点としている場所を農業用倉庫として転用及び農振農用地からの除外に係る手続きを行っております。転用に伴い、該当地を地域計画から外す必要性が生じたため、地域計画の範囲そのものを変更するものになります。

地域計画の区域の状況で示されている農地面積及び地域内の農業を担う者一覧で示されている今回の対象法人の経営面積がいずれも0.2ha、今回の該当地の面積分減少されています。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画変更に係る目標地図の素案については原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決定し、坂戸市長に送付します。

議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、件数2件、筆数96筆、面積が合計82,441㎡となっており、契約の始期は令和8年7月1日となっております。

耕作者に対する確認要件として、1番については、耕作者は主に三芳野地区及び勝呂地区で約94haの農地を耕作しており、主に水稻、小麦、露地野菜を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

2番については、耕作者は主に三芳野地区及び勝呂地区で約74.2haの農地を耕作しており、主に水稻及び小麦を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和8年4月30日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業での面積はなく、令和8年5月1日始期の農地中間管理事業の面積は75,935㎡、合意解約された面積は3,263㎡となり、差引しますと、令和8年5月1日設定後の利用集積面積は3,564,386.78㎡となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 西嶋推進委員
2番 三芳野地区 栗原委員

委員 1番の耕作者については、今回農地法3条での議案の譲受人となっている法人です。大規模法人による規模拡大のため、問題なく耕作を行っていただけると考えています。

委員 2番の耕作者については、法人として水稻及び麦を耕作しております。今現在も特に問題なく耕作を続けておりますので、今回の申請分につきましても、支障はないと考えます。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第20号については「意見なし」と決定し

ます。

報告第4号 専決処分の報告について

議 長 報告第4号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第4号ですが、令和8年3月の専決処分については、農地法第3条の3の相続での届出7件、農地法第4条の農地転用での届出2件、農地法第5条の農地転用での届出8件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等ございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和8年第4回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年4月27日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員